

重要事項説明書別表

指定介護老人福祉施設玄海園

(令和8年6月1日より使用)

【介護サービス費】【A】

(30日計算)

	介護度	単価/日	一割負担額	該当
要介護度に 対しての サービス利 用料	要介護1	¥670	¥20,100	
	要介護2	¥740	¥22,200	
	要介護3	¥815	¥24,450	
	要介護4	¥886	¥26,580	
	要介護5	¥955	¥28,650	

※高額介護サービス費について 所得に応じた上限額が設定されており、1～3割負担額(介護サービス費+加算)が下記の上限 額を越えた場合は、高額介護サービス費として超えた分が後日、市町村より払い戻されます。		
負担区分	上限額	該当
①生活保護を受給者等	世帯 15,000円	
②前年公的年金収入金額+他合計所得金額合計 80万円以下	世帯 24,600円 個人 15,000円	
③世帯全員が市町村民税非課税	世帯 24,600円	
④年収約770万未満	世帯 44,400円	
⑤年収約770万～年収約1,160万	世帯 93,000円	
⑥年収約1,160万以上	世帯 140,100円	

【体制加算】【B】

(30日計算)

	単価/日	一割負担額	要件など	該当
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	¥46	¥1,380	介護福祉士の数が規定数以上、吸引の必要な入居者が15名以上の場合に算定	
看護体制加算(Ⅰ)口	¥4	¥120	常勤の看護師(正看)を1名以上配置している場合に算定	
看護体制加算(Ⅱ)口	¥8	¥240	看護職員が5名以上配置、病院と24時間連絡できる体制を確保している場合に算定	
夜勤職員配置加算(Ⅳ)口	¥21	¥630	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準(5名)を1以上上回り、かつ吸引の資格をもつ職員が配置されている場合に算定	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	¥12	¥360	機能訓練指導員1名以上配置し、計画的に機能訓練を行っている場合に算定	
栄養ケアマネジメント強化加算	¥11	¥330	管理栄養士を入所者数50で除して得た数以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同作成した栄養ケア計画に従い、週3回以上ミールラウンドを行い、栄養状態、施行などを踏まえた食事調整等を行う。かつ入所者ごとの情報を厚生労働省に提出した場合に算定。	
安全対策体制加算		¥20/回	外部の研修を受けた担当者配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定(入所日のみ)	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		¥50/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況を厚労省に提出し、必要に応じてサービス計画の見直し、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合に算定	
ADL維持等加算(Ⅱ)		¥60/月	利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目にBarthel Indexを用いて入所者のADL値を評価測定し、それを厚労省に提出する。かつADL利得の平均値が3以上の場合に算定	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		¥10/月	協力医療機関等と連携し新感染症や新感染症以外の感染症の発生時等の対応を取り決め、医療機関による研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合に算定	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		¥5/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		¥10/月	見守り機器等のテクノロジーを導入し業務改善の取組を行う場合に算定。	
協力医療機関連携加算(Ⅰ)		¥100/月	協力医療機関と利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定。	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(口)			利用者負担額(A+B+C)×17.6%(1円未満四捨五入)	

※介護職員処遇改善(Ⅰ)は、令和6年6月より算定開始。

【個別加算】【C】

(30日計算)

(利用者の状況と施設のサービスに応じて算定されるもので全員にかかる加算ではありません。)

	単価/日	一割負担額	要件など	該当
個別機能訓練加算(Ⅱ)		¥20/月	個別機能訓練計画書等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを活用した場合に算定	
個別機能訓練加算(Ⅲ)		¥20/月	個別機能訓練加算(Ⅱ)と栄養マネジメント強化加算(Ⅱ)を算定し、個別機能訓練計画書の見直し、理学療法士等の関係職種間で共有している場合に算定	
療養食加算	¥6/1食	¥540	厚生労働大臣が定める療養食の提供時に算定(1食毎に算定)	
自立支援促進加算		¥300	自立支援に係る支援計画等に基づき、継続的にケアを行った場合に算定	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		¥3/月	施設入所時に褥瘡発生のリスクについて評価し、多職種で褥瘡ケア計画を作成・実施し、少なくとも3月に1回、評価した場合に算定	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		¥110	医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、かつ口腔衛生等の管理に係る計画内容等の情報を厚労省へ提出し、必要な情報を活用した場合に算定	
経口移行加算	¥28	¥840	医師の指示に基づき、医師や管理栄養士が共同して計画を作成し、計画に基づいて入所者へ支援が行われた場合に算定	
経口維持加算(Ⅰ)		¥400	経口により食事を摂取する入所者に適切な環境整備や体制が整備され、医師又は歯科医師の指示の下で管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に算定	
経口維持加算(Ⅱ)		¥100	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合で、入所者の経口摂取による継続的な食事支援のための食事観察及び会議等に、医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定	
配置医師緊急対応加算(早朝・夜間)	¥650/回	¥650/回	配置医師が早朝、夜間に入所者の診療を行った場合に算定	
配置医師緊急対応加算(深夜)	¥130/回	¥130/回	配置医師が連携し深夜に入所者の診療を行った場合に算定	
配置医師緊急対応加算(早朝・夜間・深夜以外)	¥325/回	¥325/回	配置医師が通常の勤務時間外に駆けつけ対応を行った場合に算定	
再入所時栄養連携加算		¥200	医療機関を退院する際に管理栄養士が、医療機関の管理栄養士と連携し、栄養に関する指導又はカンファレンスに出席し、再入所後に栄養ケア計画の作成(特別食等)を提供する場合に算定	
退所時栄養情報連携加算		¥70	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、特別食等を必要とする入所者又は低栄養状態にある入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定(1月につき1回算定)	
排せつ支援加算(Ⅰ)		¥10/月	多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に算定	
看取り介護加算(Ⅱ)	¥72～1,580	¥72～1,580/日	医師の診断、看取り計画、家族の同意など段階を得て算定(死亡日前45日～死亡日)	
退所前訪問相談援助加算		¥460	入所期間が1月を超える見込みの入所者の退所に先立ち、ケアマネジャー・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・医師のいずれかが、退所後の居宅等を訪問し、入所者・家族等に退所後のサービスの相談援助を行った場合に算定	
退所後訪問相談援助加算		¥460	入所者の退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者・家族等に相談援助を行った場合、入所者が退所後、他の施設等に入所する場合に、入所者の同意を得て同施設を訪問し、連絡調整・情報提供等を行った場合に算定	
退所時相談援助加算		¥400	入所者が退所し居宅サービスを利用する際に、退所時に入所者や家族に退所後についての相談援助をし、市町村等に情報提供を行うことを要する加算	
退所前連携加算		¥500	入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅サービスを利用する場合に、退所に先立ち、居宅介護支援事業者と退所前から連携し、入所者の同意を得て入所者の介護状況を文書で添えて情報提供とサービスの調整を行った場合に算定	
退所時情報提供加算		¥250	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定	
初期加算	¥30	¥900	入居日から起算して30日間算定(退院時も算定)	
入院・外泊時費用加算(1月1～6日)	¥246	¥246/日	入院、外泊時(初日及び最終日を除く※1月に6日を限度)	

【居住費・食費】(D)

()内は月額(30日計算)

【その他】

居住費については光熱水費相当額、食費については食材料費、調理費相当額が自己負担となります。

対象者			利用者負担区分	住居費	食費
世帯全員が 市町村民税 非課税者	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等の合計が650万(夫婦は1,650万)以下	1段階	880 (26,400)	300 (9,000)
	課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額合計80万円以下の方		2段階	880 (26,400)	390 (11,700)
	課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額合計80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等の合計が550万(夫婦は1,550万)以下	3段階①	1,370 (41,100)	650 (19,500)
	課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額120万円超の方	かつ、預貯金等の合計が500万(夫婦は1,500万)	3段階②	1,370 (41,100)	1,360 (40,800)
世帯に課税者がある者・市町村民税本人課税者			4段階	2,066 (61,980)	1,445 (43,350)

実費負担
医療費 日用品費
理美容代 1,500円/回

※ただし、食費・居住費については介護保険負担限度額認定証に記載されている負担額となります。

※外泊、入院の際の居室費については、基準額費用額(2,066円/日)をお支払いいただきます。



	A	B+C	D		
合計金額(30日あたりの概算)＝				=	円